

ID: 291

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	施行地区内の権利の処分の承認		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第70条第2項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】 法第70条第1項から第3項までの規定による。 (権利変換手続開始の登記) 第70条 施行者は、第60条第2項各号に掲げる公告があつたときは、遅滞なく、登記所に、施行地区内の宅地及び建築物並びにその宅地に存する既登記の借地権について、権利変換手続開始の登記を申請し、又は囑託しなければならない。 2 前項の登記があつた後においては、当該登記に係る宅地若しくは建築物の所有権を有する者又は当該登記に係る借地権を有する者は、これらの権利を処分するには、国土交通省令で定めるところにより、施行者の承認を得なければならない。 3 施行者は、事業の遂行に重大な支障が生ずることその他正当な理由がなければ、前項の承認を拒むことができない。 都市再開発法の認可に関する適正な手続の確保について(平成10年7月7日建設省都再発第75号・建設省住街発第73号)参照			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	令和8年2月1日